

❗ 調査の背景

[通知日：令和7年7月7日 通知先：厚生労働省]

- 近年、海外派遣等により外国で就労する日本人は増加傾向にある。外国の公的年金（以下「外国年金」という。）に加入していた日本人が帰国後、**外国年金を受給する場合、各国が定める生存証明書を外国年金運営機関に提出すること等が必要**となるが、その際、**市区町村等の第三者による認証を求められることがある。**
- 我が国の法令上、**生存を証明する制度はなく、市区町村が認証を求められた場合に、認証するかどうかは市区町村の判断に委ねられている。**このような中、当省の行政相談には、「市区町村に生存証明書の認証をしてもらえなかった。」との声が寄せられている。市区町村からは「外国語で書かれた生存証明書は分かりにくく、翻訳の負担も大きい。」といった意見も聴かれる。
- 本調査は、外国年金ごとの生存証明手続の実態や市区町村における生存証明書の取扱状況等を調査し、国内在住の日本人の**外国年金受給者**（以下「受給者」という。）**及び市区町村の負担軽減を図ることを目的として実施したものである。**

※1 外国年金の生存証明手続は、外国の法令に基づきその国の権限と責任の下で運用

📄 主な調査結果

社会保障協定締結国を中心に25か国に調査票を送付し、20か国（※2）から回答。全市区町村に書面調査（1,253市区町村から回答）の上、32市区町村に実地調査

【第三者による生存証明書の認証方法】

- ◇ 20か国のうち**16か国は第三者による認証が必要**。このうち5か国では、**第三者による認証に代えて住民票の写し等の公的書類の添付とすることが可能**
- ◇ 市区町村は生存証明書の**認証の可否や認証方法などの対応に苦慮**。「生存証明書を認証するのではなく、**住民票の写しを添付する方法に代えてほしい**。」といった要望あり

【生存証明書の様式】

- ◇ 第三者による認証が必要な16か国のうち、**生存証明書の様式に日本語が併記されているのは4か国**
- ◇ 市区町村では**生存証明書に記載された外国語の翻訳が負担**となっているほか、自らの翻訳の正確性に不安を感じるとの意見あり

👉 当省の意見

- ① **市区町村による生存証明書の認証に代えて、住民票の写しの添付とすることなどを外国年金運営機関等と協議すること**
- ② **生存証明書の様式とその日本語訳などを日本年金機構のウェブサイトに掲載すること**

💡 期待される効果

市区町村による生存証明書の認証及び翻訳の不要化



生存証明に係る受給者及び市区町村の負担軽減

※2 アメリカ、イギリス、オーストラリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、タイ、チェコ、ドイツ、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ベルギー、ポーランド、ルクセンブルク（五十音順）

調査結果① 第三者による生存証明書の認証方法

背景・制度等

- 外国年金の制度の多くでは、受給者が外国年金を受給し続けるためには、送付されてきた生存証明書に必要事項を記入し、市区町村等の第三者に生存を認証（生存証明書への署名）してもらった後、当該証明書を外国年金運営機関に提出する必要がある。
- 我が国には、生存していることを公的に証明する制度はないため、市区町村が受給者から生存の認証を求められた場合、認証するかどうかは、市区町村の判断に委ねられている。
他方で、我が国には、死亡時には死亡届を市区町村に提出する制度があり、当該届出により、戸籍への死亡の記載がなされると、住民票の消除が行われることから、住民票があれば、一般的に生存していることが推定される。

主な調査結果

< 第三者による生存証明書の認証の要否等 >

- 20か国のうち4か国は、生存証明書への本人の署名等により第三者による認証は不要。残りの16か国は、市区町村、駐日大使館・領事館等により生存証明書の認証が必要であるが、このうち5か国は、市区町村等の認証に代えて、住民票の写しや戸籍謄本の添付とすることが可能
- また、認証が必要な16か国のうち13か国は、駐日大使館・領事館による認証が可能。このうち9か国は大使館等への出頭が原則だが、3か国はビデオ通話による認証が可能（1か国は不明）

第三者による生存証明書の認証が必要とされている16か国における主な認証方法

認証方法	市区町村による認証	駐日大使館・駐日領事館による認証		住民票の写し等の添付による代替可	
		うち出頭のみ	うちビデオ通話可		
国数	10	13	9	3	5

(注) 当省の調査結果による。なお、16か国には複数の認証機関を可能としている国が含まれる。

当省の意見

第三者による生存証明書の認証を求める国に対して、協定の実施に係る協議の機会等を捉えて、

- ① 市区町村の認証に代えて住民票の写しの添付とすること
- ② 駐日大使館への出頭に代えてビデオ通話とすること

などを外国年金運営機関等と協議すること

< 市区町村による認証の取扱い >

- 書面調査では、認証を求められたことがある348市区町村のうち、9割の市区町村が「全て認証する方針である」又は「認証する場合としない場合がある」と回答。このうちの3割は、住民票記載事項の内容を証明しており、生存を証明しているのではないと回答
- 市区町村は、生存証明書の認証に苦慮しており、以下のような意見あり
 - ・ 市区町村が認証するのではなく、住民票の写しを添付する方法に代えてほしい。
 - ・ 法的根拠がない中、認証してよいのか不安を感じながら対応している。市区町村が認証を行うことは法令上問題がないか、国から見解を示してほしい。

< 総務省自治行政局の見解 >

一般に、受給者本人との面会等により本人の生存が確認できるのであれば、外国年金の生存証明のため市区町村が本人の生存を証明することは差し支えない。

(参考) 第三者による生存証明書の認証が必要とされている16か国における主な認証方法

国名	市区町村による 認証	駐日大使館・駐日領事館による認証			住民票の写し等の 添付による代替可
			うち出頭のみ	うちビデオ通話可	
イギリス	○	○	○		○
オーストラリア	○	○	○		
オーストリア	○	○	○		
オランダ	○				○
スイス	○	○	○		
スウェーデン	○	○		○	
スペイン		○	不明	不明	
スロバキア		○	○		○
チェコ		○	○		○
ドイツ	○				
ハンガリー		○	○		
ブラジル		○		○	
フランス	○				○
ベルギー	○	○		○	
ポーランド		○	○		
ルクセンブルク	○	○	○		
合計	10	13	9	3	5

(注) 1 当省の調査結果による。各国からの回答に基づき、原則と考えられる取扱いを記載している。

2 スペイン及びドイツは、オンラインシステムを利用すれば、第三者の認証が不要となる。

3 スペインは、駐日大使館・駐日領事館による認証方法の回答が得られなかったため不明としている。

調査結果② 生存証明書の様式

背景・制度等

- 市区町村が認証を求められる生存証明書の様式の多くは外国語のみで表記され、内容を把握するためには翻訳が必要となる。
- 生存証明書において市区町村の認証が求められている事項は、国によって異なっている。



主な調査結果

<生存証明書の様式の記載言語>

- 市区町村等の第三者による生存証明書の認証が必要であり、同証明書の様式のある15か国のうち、**11か国は同証明書の様式が外国語のみで表記**。一方、4か国（スロバキア、チェコ、ドイツ、ブラジル）は日本語が併記
- 市区町村は**受給者に外国語の翻訳を求め、その内容を確認したり、自ら翻訳したりするなどしており、外国語の翻訳に負担を感じているとの意見あり**（市区町村の意見）
 - ・ 生存証明書の翻訳に、1件当たり1時間程度を要するなど負担が大きい。
 - ・ 翻訳した内容が正しいか不安である。
 - ・ セキュリティ上の理由でウェブサイト上の翻訳サービスが使用できない。
 - ・ 日本年金機構や各国大使館のウェブサイトに、生存証明書の日本語訳を掲載してほしい。

<生存証明書で認証が求められている事項>

- 市区町村による生存証明書の認証が可能な10か国のうち**9か国は、市区町村に認証を求めている事項として、「生存していることのみ」又は「生存していること及び身分証明書の確認」と回答**
しかし、**実地調査した市区町村の中には、上記以外の生存証明書の記載事項（国籍、配偶者の有無、出生時の姓等）についても認証が求められていると認識している例あり**

当省の意見

社会保障協定締結国について、以下の事項を日本年金機構のウェブサイトに掲載すること

- ① 外国年金の生存証明書の様式とその日本語訳
- ② 同証明書において各国が第三者の認証を求めている事項